

# 鳩山町都市計画法に基づく協議に関する要綱 運 用 基 準

(基準日 平成15年8月1日)

1. 要綱第9条に定める周辺住民等への説明の範囲は、開発行為を行おうとする区域から500mの範囲の住民等を対象とする。